



宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
許可申請等の解説

令和8年4月版

埼玉県 都市整備部 都市計画課

1 本書について

本書は、埼玉県行政手続条例第5条の規定により定めた、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく宅地造成等の許可の審査基準等を明示するとともに、盛土規制法の条文ごとの解説を記載しています。

2 本書の構成

本書は、以下のとおり「例規」、「審査基準」、「解説」、「補足」で構成されています。

例 規：関係する法律、政令、省令、条例及び規則の条文を記載

審査基準：法令に適合しているかを、どのような基準で判断するか具体的に記載

解説：例規、審査基準について、解釈に差異が生じないように、具体的な法の解釈を記載

補 足：参考にした書籍等、補足情報を記載

<p>(地盤について講ずる措置に関する技術的基準) 政令第7条 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。 ※特定盛土等については、政令第7条第1項第1号及び第2項第1号並びに第6条第3号第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 八 その他知事が必要と認める書類</p> <p style="text-align: center;">例規</p>	<p>〈審査基準〉 第3 許可申請に必要な添付書類（法第12条、第30条関係） 6 盛土をする場合に行う締固め、段切りの施工計画書（省令第7条第1項第12号、第63条第1項第2号、細則第2条第8号） 細則第2条第8号に定める知事が別に定める書類として、政令第7条第1項第1号イに定める締固めの施工計画（第4-1(1)の基準を満たすもの）及び同項第2号に定める段切り（第4-1(3)の基準）に記載した書類を提出すること。 第4 工事の技術的基準（法第12条） 1 地盤について講ずる措置に関する技術的基準 (3) 盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように講ずる段切り（政令第7条第1項第2号） 政令第7条第1項第2号に定める「著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。」については、次のとおり施工すること。 ア 段切りを行う場合 勾配15度（約1：4）以上の傾斜した土地に盛土する場合は、段切りを行うこと。 イ 段切りの寸法 段切りの寸法は、高さ0.5メートル以上、幅1.0メートル以上とすること。 ウ 段切り面の排水 段切り面の排水勾配は、のり尻方向に3パーセント以上5パーセント以下とすること。</p> <p style="text-align: center;">審査基準</p>	<p>〈解説〉 著しく傾斜している土地に盛土をする場合は、基礎地盤と盛土の間で滑りが生じる可能性があるため、段切りを行い、盛土を基礎地盤に食い込ませて滑りを防ぐ必要があります。 雑草等が茂っている地面に直接盛土すると、植物が次第に腐食し新旧地盤に接する面に弱い層が形成され、そこから盛土を行う前に雑草等を除去します。 段切りの寸法は、上記審査基準に準拠して実施すること。 なお、自立する政令第9条に規定する擁壁と原地盤との距離が2m未満の場合に限り、段切りをすることはありません。（原地盤の処理として、軟弱な表土を取り除くなどの対応は必要です。）</p> <p style="text-align: center;">解説</p>	<p>盛土等防災マニュアルの解説〔I〕を参照（p.246）</p> <p style="text-align: center;">補足</p> <p>肥が覆くても段切りを行うことが好ましい。</p>
<p style="text-align: center;">図1-7-8 基礎地盤の段切り例</p>			

3 法令等の略称

本書の法令等の略称は、以下のとおりです。

法、盛土規制法	・・・	宅地造成及び特定盛土等規制法
政令	・・・・・・・・	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
省令	・・・・・・・・	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
条例	・・・・・・・・	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例
細則	・・・・・・・・	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

4 参考・引用文献

本書に用いた参考・引用文献は、以下のとおりです。

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）
（令和5年5月26日国官参宅第12号。別添1～8を含む。）
- ・基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説
（国土交通省・農林水産省・林野庁、令和5年5月）
- ・盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説
（国土交通省・農林水産省・林野庁、令和5年5月）
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について（通知）
（国土交通省・農林水産省・林野庁・環境省、令和5年9月）
- ・不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（令和5年5月）
- ・盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）
- ・道路土工盛土工指針（（社）日本道路協会、平成22年度版）
- ・道路土工擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成24年度版）
- ・道路土工切土工・斜面安定工指針（（社）日本道路協会、平成21年度版）
- ・道路土工仮設構造物工指針（（社）日本道路協会、平成11年度版）
- ・林道標準図集（林野庁中部森林管理局、令和6年8月）
- ・森林整備保全事業標準図集一覧表（治山編）（林野庁）
- ・砂防施設設計要領（国土交通省中部地方整備局、令和2年3月）
- ・設計要領第一集土工建設編（東・中・西日本高速道路株式会社、令和6年7月）

第1編 盛土規制法に基づく許可申請等の審査基準及び解説

第1章 法の目的（法1条）	1
第2章 用語の定義（法2条）	3
第1節 宅地（法2条1号）	3
第2節 宅地造成、特定盛土等（土地の形質の変更）（法2条2号、3号）	6
第3節 土石の堆積（法2条4号）	17
第4節 その他（法2条5号～9号）	20
第3章 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域（法10条、26条）	21
第4章 工事の許可・届出等（法12条、30条）	24
第1節 許可を要する工事（法12条、30条、条例3条）	24
第2節 許可又は届出が不要となる工事（法12条1項ただし書き、30条1項ただし書き）	31
第3節 届出を要する工事等（法21条、40条）	38
第5章 手続きの流れ	43
第6章 許可基準	45
第1節 住民への周知（法11条、29条）	45
第2節 工事主の資力・信用（法12条2項2号、30条2項2号）	51
第3節 工事施行者の能力（法12条2項3号、30条2項3号）	55
第4節 土地所有者等の同意（法12条2項4号、30条2項4号）	58
第5節 技術的基準への適合（法13条1項、31条1項）	62
第6節 設計者の資格（法13条2項、31条2項）	64
第7章 技術的基準	69
第1節 地盤に関する技術的基準	69
第1款 盛土の締固め（政令7条1項1号イ）	69
第2款 盛土内部の地表水等を排除する透水層の設置（政令7条1項1号ロ）	71
第3款 地滑り抑止ぐい等（政令7条1項1号ハ、7条2項3号）	73
第4款 小段の設置（政令7条1項1号ハ、7条2項3号、細則4条1項1号）	76
第5款 段切り（政令7条1項2号）	78
第6款 崖面天端の排水（政令7条2項1号）	80
第7款 安定計算が必要な盛土（政令7条2項2号、細則4条1項2号）	81
第2節 擁壁の設置に関する技術的基準	93
第1款 擁壁の設置（政令8条1項1号）	93
第2款 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造（政令9条）	99
第3款 擁壁の基礎地盤（政令9条1項4号、2項4号、3項2号）	118
第4款 練積み造の擁壁の構造（政令10条）	125
第5款 構造細目（政令11条）	129
第6款 水抜き穴（政令12条）	136
第7款 任意擁壁（政令13条）	138
第3節 崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準	140
第1款 崖面崩壊防止施設の設置（政令14条）	140
第2款 擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置義務の緩和（細則3条）	143
第4節 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準（政令15条）	146
第5節 排水施設の設置に関する技術的基準（政令16条）	150

第6節 土石の堆積に関する工事の技術的基準（政令19条）	164
第8章 国又は都道府県等に対する許可の特例（法15条1項、34条1項）	169
第9章 許可証の交付又は不許可の通知（法12条、14条、33条）	172
第10章 開発許可を受けた工事（みなし許可）（法15条2項、34条2項）	175
第11章 盛土等の行為に関連する法令との調整	178
第12章 工事施行に係る手続等	180
第1節 標識の掲示（法49条）	180
第2節 工事着手の届出（細則5条）	184
第3節 変更の許可（法16条、35条）	185
第4節 軽微な変更（法16条2項、35条2項）	188
第5節 工事の廃止の届出（細則8条）	190
第13章 検査等	191
第1節 中間検査（法18条、37条）	191
第2節 完了検査等（法17条、36条）	197
第3節 検査等の流れ	202
第14章 定期報告（法19条、38条）	203
第15章 許可に基づく地位の承継	207
第16章 監督処分（法20条、39条）	208
第17章 土地の保全等（法22条、41条）	217
第18章 改善命令（法23条、42条）	220
第19章 立入検査（法24条、43条）	223
第20章 報告の徴取（法25条、44条）	225
第21章 罰則（法55条～61条）	227
第22章 法の規定に適合していることの証明書の交付（省令88条）	231

第2編 許可申請等の手続

第1章 許可申請等の手続の流れ	233
第2章 事前相談	234
第3章 許可申請書等の作成（省令7条、63条、細則2条）	236
第4章 標準処理期間	253
第5章 許可申請手数料	254
第6章 許可情報の公表（法第12条4項、30条4項）	257

第3編 申請書等の様式・法令集

第1章 申請書等の様式
第2章 法令集